下水道に接続をお願いします！

下水道が使えるようになったら（下水道が整備されたら）、速やかに下水道への接続をお願いします。これは、下水道法で義務付けられています。（下水道法第10条）なお、「くみ取り式トイレ」は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが義務付けられています。（下水道法第11条の3）

公共下水道のしくみ

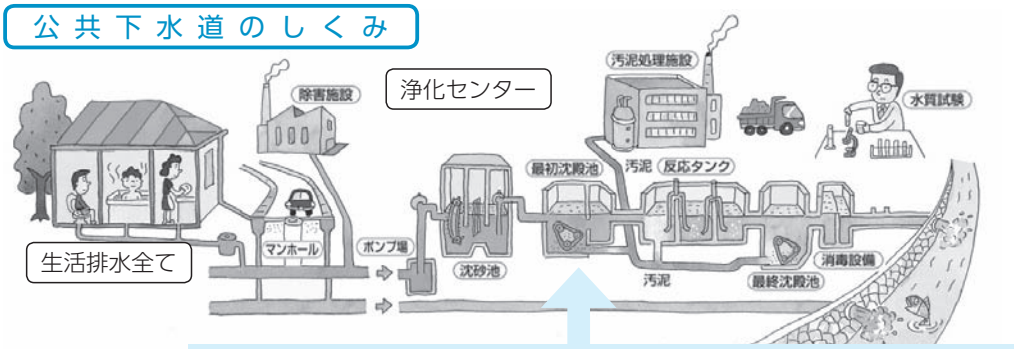

下水道に流された排水は、地中管を通り、処理場できれいになってから河川や海に流すため、環境がよくなります。

汚れたままの生活排水は自然環境を壊します。

側溝に流された汚水は、蚊やハエ・悪臭発生の原因になります。

側溝の汚れ・つまりは浸水被害の原因になります。

下水に接続されていない家庭

単独浄化槽はトイレの汚水しか処理しません。また、処理能力も合併処理浄化槽に及びません。お風呂や台所からの汚水もそのまま川や海に流れます。

合併処理浄化槽でも、機器に不備があったり、**維持管理がきちんと行われていないと、機能が発揮されません。**

ご家庭からの排水は側溝等を通って川や海にそのまま流れ込みます。

より快適で文化的な住環境のため
下水道への早期接続 をお願いします。

○下水道に接続するには、排水設備を下水道へ接続・切替えをする工事が必要です。（工事費用は自己負担）

排水設備の工事を行う場合は、指定工事店へ気軽にご相談ください。

※排水設備とは、家庭から出る生活排水をトイレの排水と一緒に下水道へ流すための排水管や、ますなどの設備をまとめていいます。

※指定工事店は下水道課にお問合せいただくか、市ホームページでご確認ください。

※工事費用は内容や条件によって異なりますので、複数の業者から見積をとり、わからないことはよくご相談されることをお勧めします。

○下水道が使えるまでの流れ

工事を指定工事店に依頼する。（設計・見積・契約）

工事の申請（業者）受付・審査（市）

工事

工事完了検査（市）

下水道が使えます。新たに、下水道使用料を水道料金とともに納めていただきます。

この間の手続は業者が行います。

○改造資金の融資をあっせんします

市では水洗化を促進するため、下水道の供用開始の日から3年以内に限り、今まで使用していたくみ取り便所から水洗トイレへの改造工事や、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事をされる人を対象に工事資金の融資あっせん（利子の補給）制度を設けています。

ご相談は、指定工事店または下水道課へ。

○工事は指定工事店で

工事をする場合は、知立市排水設備工事指定工事店に依頼してください。指定工事店以外で行うと、無資格工事となり工事のやり直しや罰則が課せられます。（市下水道条例7条）

指定工事店は、工事の施工に必要な知識や技術を持っていると市が認め指定した業者で、接続に必要な申請等も代行します。

○浄化槽転用補助制度

今まで使用していた浄化槽を、敷地内に降った雨水を貯留する施設として転用するために改造をされる場合の補助金制度もあります。

ぜひご活用ください。

▼問合せ　下水道課　下水庶務係（☎(95)0159）